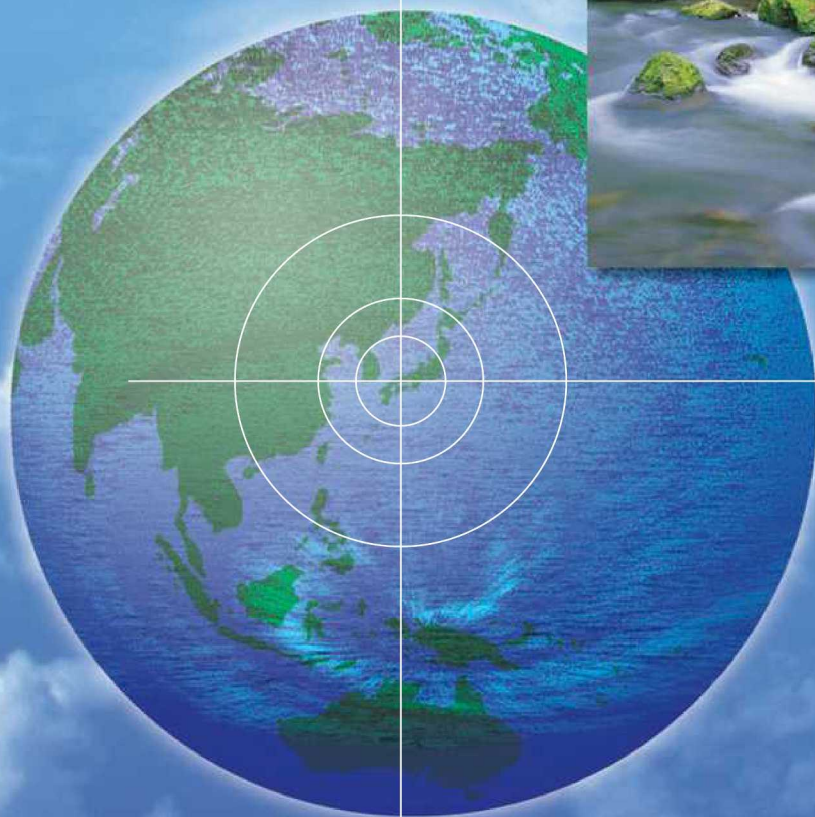




# 産業廃棄物の処理の手引き

—豊かな環境を守り、はぐくみ持続的に発展する島根をめざして—



島 根 県

I 廃棄物とは	1
(1) 廃棄物とは	1
(2) 産業廃棄物の範囲	1
(3) 産業廃棄物の種類	2
(4) 特別管理廃棄物の種類	3
II 処理の責任と役割	4
III 産業廃棄物処理施設の設置許可	4
IV 産業廃棄物の適正処理	5
V 産業廃棄物の保管基準	6
VI 産業廃棄物の委託基準	7
VII 産業廃棄物管理票（マニフェスト）	8
(1) 管理票の標準的な交付方法	8
(2) 管理票の記載事項	8
VIII 産業廃棄物運搬車への表示と書面の備付け	9
IX 多量排出事業者の責務	9
(1) 多量排出事業者の処理計画の策定	9
(2) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画に関する事項	9
(3) 多量排出事業者の範囲	9

# I 廃棄物とは

## (1) 廃棄物とは

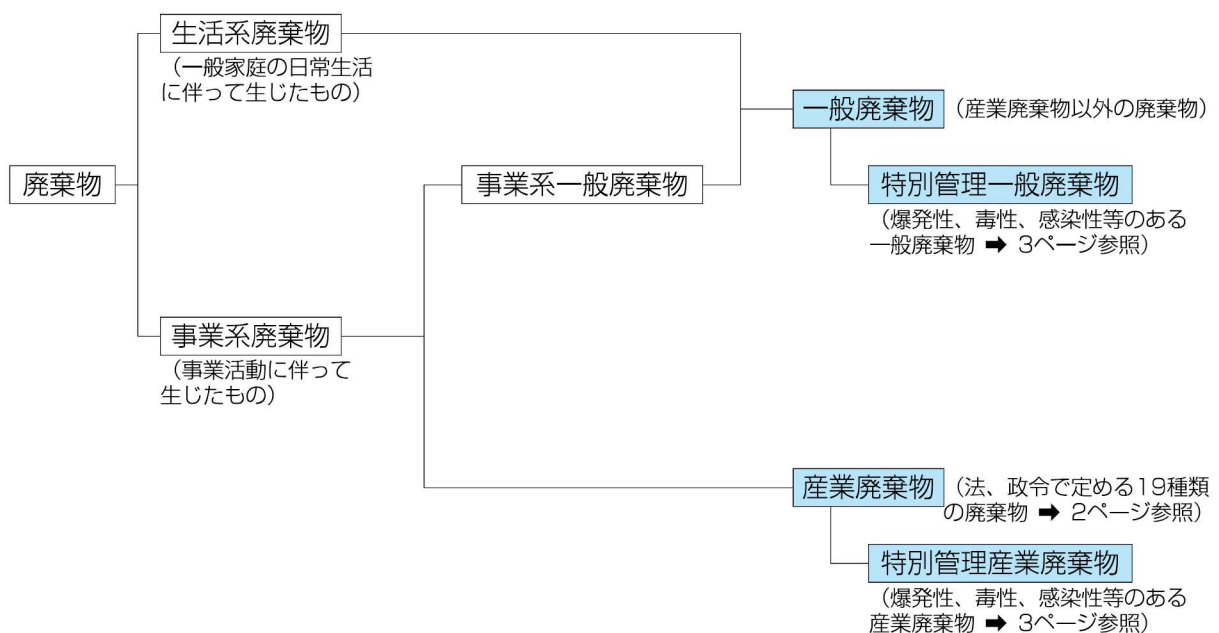
廃棄物とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)で規定されており、占有者が自ら利用し、又は他人に有償売却できないため不要になった固形状又は液状のものをいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

なお、次のものは廃棄物ではありません。

- ア 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
- イ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの。
- ウ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの。
- エ 放射性物質及びこれによって汚染されたもの。
- オ 気体状のもの。

## (2) 産業廃棄物の範囲

産業廃棄物は、事業活動から生ずる廃棄物であって、量的質的に環境汚染の原因となる可能性のあるものを産業廃棄物とし、法及び政令で指定したものをいい、これに該当しないものは、一般廃棄物として取扱います。このうち、爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境への影響から、特別の基準で取扱う必要がある廃棄物は、それぞれ特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物として区分されています。



### (3) 産業廃棄物の種類

根拠	種類	例示	業種の指定
法律	1 ※燃え殻	石炭がら、灰かす、コークス灰	
	2 ※汚泥	活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥 カーバイトかす、炭酸カルシウムかす	
	3 ※廃油	廃潤滑油、廃絶縁油、廃切削油、廃タールピッチ類、 動植物性油脂	
	4 ※廃酸	廃硫酸、廃塩酸	
	5 ※廃アルカリ	廃か性ソーダ液、廃アンモニア液	
	6 廃プラスチック類	廃ポリ容器、合成繊維くず、廃タイヤ	
政令	7 紙くず	紙、板紙のくず	パルプ・紙・紙加工品 製造業、印刷出版業、 新聞業、製本業等
		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず	建設業
	8 木くず	木材片、おがくず、樹皮	木材・木製品製造業、 家具製造業、パルプ製 造業、輸入木材製造業
		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず 貨物の流通のために使用したパレット	建設業
	9 繊維くず	木綿・羊毛・絹・麻等の天然繊維くず	繊維工業（縫製除く）
		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず	建設業
	10 動植物性残さ	おから、あめかす、醸造かす、魚・獣のあら	食料品製造業、医薬品 製造業、香料製造業
	11 動物系固形不要物		と畜場、食鳥処理場
	12 ゴムくず	天然ゴムくず	
	13 金属くず	古鉄、ブリキ・トタンくず、鉛管くず	
14 ガラスくず、コン クリートくず 及び陶磁器くず	空きびん、陶磁器くず、耐火レンガくず、コンクリー トくず（工作物の新築・改築又は除去に伴って生じる ものを除く）、コンクリート製品（製造業から出るもの）		
15 ※鉍さい	高炉、平炉等からの残さい、鋳物廃砂、不良鉍石		
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンク リート・レンガ・かわら等の破片、アスファルト破片		
17 家畜ふん尿	牛、豚、にわとり等のふん尿	畜産農業	
18 家畜の死体	牛、豚、にわとり等の死体	畜産農業	
19 ※ばいじん	集じん器で集められたばいじん		
20 ※処分するため に処理したもの	上記のものを処分するために処理したものであって、 これらに該当しないもの。 コンクリート固形化の処理をしたもの。		

(注1) ※については、有害であるかどうかの判断が必要です。

(判定基準については ➡ 3ページ参照)

(注2) 上記の他、2種類以上の産業廃棄物が混合したものも該当します。

## (4) 特別管理廃棄物の種類

区分	種類	備考
特別管理廃棄物	PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたもの
	ばいじん	焼却灰とばいじんが分離して排出される一般廃棄物焼却施設（1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は、火格子面積が2㎡以上）に設けられた集じん装置で捕集されたばいじん
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される、血液等の付着したガーゼ・紙類などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物
特別管理産業廃棄物	廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類、廃溶剤等
	廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液等の付着した注射針、ガラス、プラスチック製品などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
特定産業廃棄物	廃PCB等・PCB汚染物・処理物	廃PCBを含む廃油、PCBが塗布された紙くず、PCBが染み込んだ木くず及び繊維くず、PCBが付着した廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず並びにこれらの処理物
	廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材・石綿含有断熱材・石綿含有耐火被覆材及び、その除去工事から排出されるプラスチックシートなど大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	下水道法に基づく指定下水汚泥及び法令で定める事業場より排出される燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、廃油、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処理したもので、環境省令で定める基準（下表の基準）に適合しないもの。

### 〔有害産業廃棄物とは〕

燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんなどで、判定基準を越えるもの（法令で定める排出事業場のものに限る）は、有害産業廃棄物として特別管理産業廃棄物となります。

### 有害な産業廃棄物に係る判定基準

種類	燃え殻・ばいじん・鉍さい			廃油（廃溶剤に限る）		汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	燃え殻・ばいじん・鉍さい（mg/ℓ）	処理物（廃酸・廃アルカリ）（mg/ℓ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）（mg/ℓ）	処理物（廃酸・廃アルカリ）（mg/ℓ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）（mg/ℓ）	汚泥（mg/ℓ）	廃酸・廃アルカリ（mg/ℓ）	処理物（廃酸・廃アルカリ）（mg/ℓ）	処理物（廃酸・廃アルカリ以外）（mg/ℓ）
1	アルキル水銀化合物 水銀又はその化合物	ND(注1)	ND	ND		ND	ND	ND	ND
2	カドミウム又はその化合物	0.005	0.05	0.005		0.005	0.05	0.05	0.005
3	鉛又はその化合物	0.3	1	0.3		0.3	1	1	0.3
4	有機燐化合物					1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5	5	1.5		1.5	5	5	1.5
6	砒素又はその化合物	0.3	1	0.3		0.3	1	1	0.3
7	シアン化合物					1	1	1	1
8	P C B				(廃油:0.5mg/kg)	0.003	0.03	0.03	0.003
9	トリクロロエチレン				3	0.3	0.3	3	0.3
10	テトラクロロエチレン				1	0.1	0.1	1	0.1
11	ジクロロメタン				2	0.2	0.2	2	0.2
12	四塩化炭素				0.2	0.02	0.02	0.2	0.02
13	1,2-ジクロロエタン				0.4	0.04	0.04	0.4	0.04
14	1,1-ジクロロエチレン				10	1	1	10	1
15	シス-1,2ジクロロエチレン				4	0.4	0.4	4	0.4
16	1,1,1-トリクロロエタン				30	3	3	30	3
17	1,1,2-トリクロロエタン				0.6	0.06	0.06	0.6	0.06
18	1,3-ジクロロプロペン				0.2	0.02	0.02	0.2	0.02
19	チウラム					0.06	0.6	0.6	0.06
20	シマジン					0.03	0.3	0.3	0.03
21	チオベンカルブ					0.2	2	2	0.2
22	ベンゼン				1	0.1	0.1	1	0.1
23	セレン又はその化合物	0.3	1	0.3		0.3	1	1	0.3
24	1,4-ジオキサン	0.5(注2)	5(注2)	0.5(注2)	5	0.5	0.5	5	0.5
25	ダイオキシン類（注3） （単価はTEQ換算）	3ng/g	100pg/ℓ	3ng/g		3ng/g	100pg/ℓ	100pg/ℓ	3ng/g

(注1) NDは検出されないこと。

(注2) ばいじん及びばいじんを処理したものについて適用する。

(注3) 鉍さいについては、ダイオキシン類の基準適用はない。また、燃え殻、汚泥、ばいじん及びこれらを処理したものについては、平成12年1月15日時点で現に設置され、又は設置の工事がされている廃棄物焼却炉等については、政令に定める方法により処分を行う限り適用はない。

## II 処理の責任と役割

### 排出事業者の責任

事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物について適正に処理する責任を有するとともに、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等による減量化に努め、製造、加工、販売等に係るその製品、容器等が廃棄物となった場合において、適正な処理が困難になることのないようにしなければなりません。

なお、事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託することも認められていますが、その場合は、産業廃棄物の処理を業として行うことのできる者（産業廃棄物処理業者）に委託しなければならない等委託基準が定められています。

また、特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、その処理に関する業務を適切に行わせるために特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。

## III 産業廃棄物処理施設の設置許可

### 許可対象の施設

次の産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければなりません。

また、維持管理基準に従って適正に管理をしなければなりません。

No.	施設の種類	許可が必要な規模
1	汚泥の脱水施設	処理能力が10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設（機械乾燥） 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）	// 10m <sup>3</sup> /日 // // 100m <sup>3</sup> /日 //
3	汚泥の焼却施設（PCB処理物であるものを除く）	処理能力が5m <sup>3</sup> /日を超えるもの、 200kg/時以上又は火格子面積が 2m <sup>2</sup> 以上
4	廃油の油水分離施設	処理能力が10m <sup>3</sup> /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	処理能力が1m <sup>3</sup> /日を超えるもの、 200kg/時以上又は火格子面積が 2m <sup>2</sup> /以上
6	廃酸・廃アルカリの中和施設（廃水処理に係る中和施設を除く）	処理能力が50m <sup>3</sup> /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力が5トン/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	処理能力が100kg/日を超えるもの 又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上
8-2	木くず又はがれき類の破碎施設 （事業者が設置しようとする移動式については当分の間適用除外）	処理能力が5トン/日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	処理能力に関係なく全て許可が必要です。
10	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
11	汚泥、廃酸または廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物 <sup>(注2)</sup> の熔融施設	
12	廃PCB等、PCB汚染物またはPCB処理物の焼却施設	
12-2	廃PCB又はPCB処理物の分解施設	処理能力が200kg/時以上 又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
13-2	3、5、8、12を除く産業廃棄物焼却施設	全て許可が必要です。
14	イ 有害な産業廃棄物の最終処分場（遮断型）	
	ロ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類の最終処分場（安定型 → 5ページ参照）	
	ハ イ、ロ以外の産業廃棄物の最終処分場（管理型）	

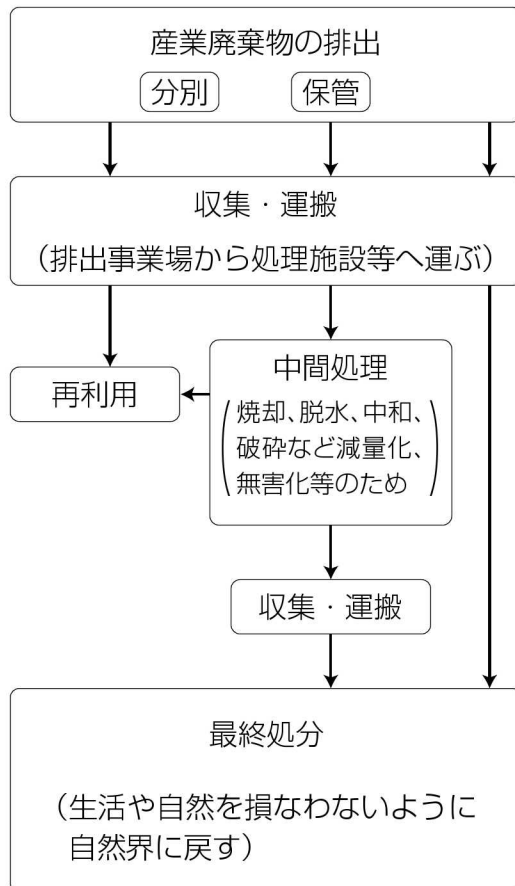
(注1) 1日当たりの処理能力は、(1時間当たりの公称能力) × (8時間) とする。ただし、許可申請時の実稼働時間が8時間を  
超える場合は、その稼働時間での処理能力とする。

(注2) 工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物で石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

## IV 産業廃棄物の適正処理

産業廃棄物の処理は、廃棄物処理法により区分され、それぞれ処理基準が定められています。そして、発生から収集・運搬、中間処理、最終処分まで適正に処理されるよう義務付けられています。

[産業廃棄物の適正処理のフロー]



### ○収集運搬基準

- ・ 運搬途中で、飛散、流出、悪臭が漏れることのないようにすること等
- ・ 積替え・保管基準 (→ 6ページ参照)

### ○処分基準

(中間処理)

- ・ 飛散、流出、悪臭が漏れることのないようにすること等
- ・ 保管基準 (→ 6ページ参照)
- ・ 産業廃棄物を焼却する場合は、焼却施設を用いること等

### 〔「野外焼却」の禁止〕

(最終処分)

- ・ 埋め立て処理する場合は下記の基準に合うよう、中間処理が必要  
汚泥 → 含水率を85%以下にする  
廃プラスチック類、ゴムくず → 中空とならないよう、  
又、15cm以下に破碎する
- ・ 埋め立て禁止  
廃油 (タールピッチを除く)、廃酸、廃アルカリ、  
廃石綿以外の特別管理産業廃棄物
- ・ 安定型産業廃棄物<sup>(注)</sup> 以外のものを安定型最終処分場に埋め立てしないこと  
安定型最終処分場 安定型産業廃棄物 (混入、付着等による汚染の恐れのないもの)のみ埋め立て可能

### (注) 安定型産業廃棄物とは？

- ① 廃プラスチック類 (自動車等 (自動車、電気機械器具等) 破碎物、廃プリント配線板、廃容器包装 (有害物質又は有機性の物質が混入・付着したもの) を除く。)
- ② ゴムくず
- ③ 金属くず (自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃容器包装を除く。)
- ④ ガラスくず及び陶磁器くず (自動車等破碎物、廃ブラウン管、廃石膏ボード、廃容器包装を除く。)
- ⑤ がれき類
- ⑥ 上記の産業廃棄物に準ずるものとして環境大臣が指定する産業廃棄物

○野外焼却、不法投棄や不適正処理に対しては、行政指導が厳正に行われるほか、廃棄物処理法に基づく改善命令や措置命令等の行政処分が行われます。

○罰則 (主なもの)

#### ① 不法投棄及び未遂

5年以下の懲役

又は1000万円 (法人に対しては3億円) 以下の罰金

#### ② 不法焼却 (野外焼却など) 及び未遂

5年以下の懲役

又は1000万円 (法人に対しては3億円) 以下の罰金

#### ③ 不法焼却、不法投棄目的での収集運搬

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

#### ④ 無許可業者への委託

5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

#### ⑤ 委託基準違反

3年以下の懲役又は300万円以下の罰金

#### ⑥ マニフェストの不交付、虚偽記載等

6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

## V 産業廃棄物の保管基準

排出事業者、処理業者等は、産業廃棄物を収集運搬又は処分（中間処理・最終処分）を行うまでの間保管する場合には、保管基準に従わなければなりません。

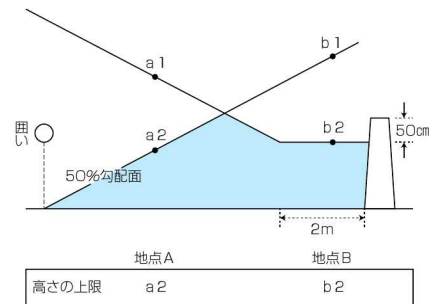
### 保管場所の構造等の基準

- (1) 囲いの構造  
廃棄物の荷重が直接かかる場合の囲いの構造耐力上の安全性の確保（対廃棄物の荷重のほか、風圧力、地震力等）
- (2) 保管場所の掲示板の設置
  - ① 掲示板の寸法を規定  
60cm×60cm以上
  - ② 表示すべき事項を規定
    - ・ 積替・保管の場所である旨
    - ・ 廃棄物の種類
    - ・ 管理者の名称、連絡先（管理を担当する課係名、電話番号）
    - ・ 最大積み上げ高さ（屋外で容器を用いない場合）
    - ・ 保管可能量（排出事業場における運搬されるまでの間の保管を除く。）
- (3) 廃棄物の飛散、流出、地下浸透（底面を不浸透性材料）、悪臭発散防止

### 保管の高さの制限

（屋外で容器に入れずに保管する場合）

- (1) 廃棄物が囲いに接しない場合
  - ・ 囲いの下端から勾配50%以下
- (2) 廃棄物が囲いに接する場合
  - ・ 囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下
  - ・ 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



### 保管量の上限

- (1) 産業廃棄物の積替・保管は平均搬出量の7日分以内
  - (2) 産業廃棄物の処分に係る保管は処理能力の14日分以内
    - ・ 対象廃棄物は全ての廃棄物
- （注）排出事業場より運搬されるまでの間の保管については適用されない。

※適用除外等

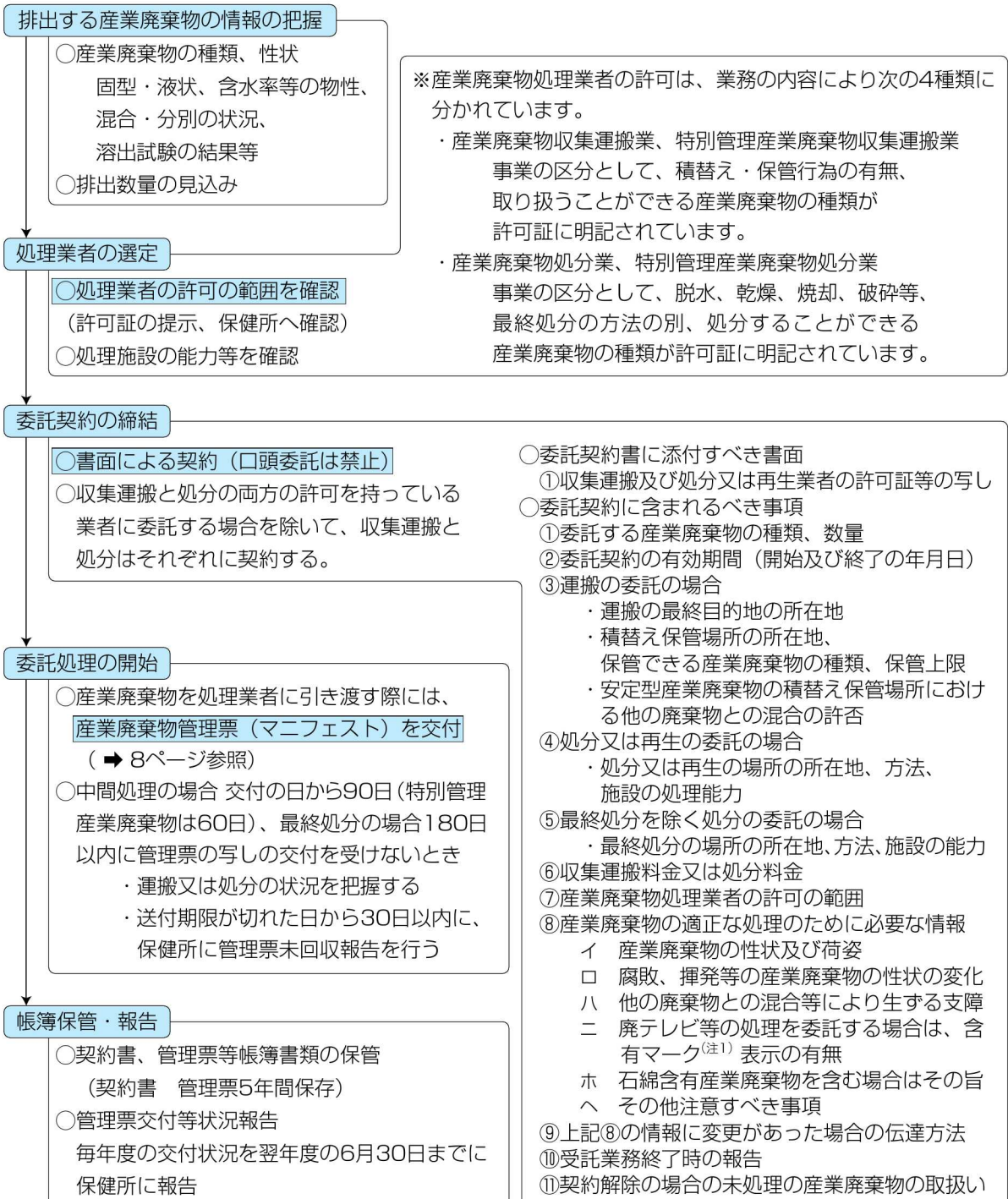
- 積替・保管の保管量の適用除外を規定
  - ・ 船舶の積載量が平均搬出量の7日分を超える場合
- 処理施設での保管量の特例
  - ・ 船舶での積載量が処理能力の14日分を超える場合は、  
積載量＋処理能力×7日分
  - ・ 定期点検等期間中に保管する場合は、  
処理能力×点検等の日数＋7日分  
（点検等終了後60日以内に基本数量（処理能力の14日分）に復帰）
  - ・ 廃タイヤを豪雪地帯指定区域（安来市（広瀬町、伯太町）、奥出雲町、雲南市（掛合町、吉田町）、飯南町、美郷町（旧大和村地域）、邑南町、浜田市（金城町、旭町）、益田市匹見町）で11～3月に保管する場合は、処理能力の60日分
- 再生処理施設での保管量の特例
  - ・ 建設現場から出る木くず、コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片のうち分別されたものを再生のために保管する場合は、処理能力の28日分（アスファルト・コンクリート破片は70日分）

## VI 産業廃棄物の委託基準

排出事業者は、その産業廃棄物の収集運搬又は処分を他人に委託することも認められていますが、その場合は、産業廃棄物の処理を業として行うことのできる者（産業廃棄物処理業者）に委託しなければならない等の委託基準を守らなければなりません。

また、排出事業者は、処理業者に処理を委託する場合は、その適正処理を確保するために必要となる経費は当然負担する義務があります。

[産業廃棄物の委託処理のフロー図]



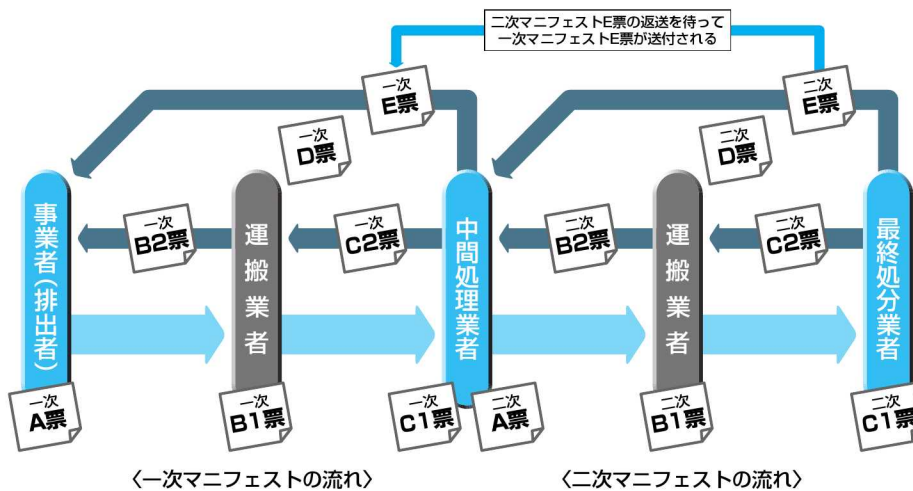
(注1) 日本工業規格（JIS C0950）に規定されている含有マークで、平成18年7月1日以降に製造されたテレビ等7製品のうち有害物質（鉛等6物質）を含有するものに表示が義務付けられている。

## VII 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者、取扱いの注意事項などを管理票に記載して利用することにより、産業廃棄物の最終処分までの流れを確認する方法です。

この制度を利用することにより、産業廃棄物が最終処分されたことを最後までチェックでき、不適正な処理や不法投棄を未然に防止することができます。

### (1) 管理票の標準的な交付方法



- ・当該産業廃棄物を受託者に引き渡す際に交付すること。
- ・当該産業廃棄物の種類、数量及び受託者の氏名又は名称が管理票に記載された事項と相違ないことを確認の上、交付すること。
- ・排出事業者は運搬終了、処分終了及び最終処分票について保管(5年間)すること。

### (2) 管理票の記載事項（廃棄物処理法施行規則に定める様式）

様式第二号の十五（第八条の二十一関係）

産業廃棄物管理票						
交付年月日	平成 年 月 日	交付番号			交付担当者	氏名
事業者	氏名又は名称			事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
産業廃棄物	種類			数量	荷姿	
中間処理産業廃棄物	管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）					
最終処分の場	所在地					
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称	
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号	
処分受託者	氏名又は名称			積替え又は保管	所在地 〒 電話番号	
	住所 〒 電話番号					
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)		受領印 ㊟	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物捨集量
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)		受領印 ㊟	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日 平成 年 月 日
最終処分を行った場所	所在地					

(記載上の注意)

1. 日本工業規格Z8305に規定する8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いること。
2. 余白には斜線を引くこと。
3. 「数量」及び「有価物捨集量」の欄は、重量又は体積を単位とともに記載すること。
4. 「荷姿」の欄は、バラ、ドラム缶、ポリ容器等、具体的な荷姿を記載すること。
5. 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「種類」の欄にその旨を、「数量」の欄にその数量を記載すること。

○産業廃棄物管理票の用紙は、次のところで取り扱っています。

一般社団法人 島根県産業廃棄物協会

松江市東朝日町112 TEL.0852-25-4747 FAX.0852-59-5771

## VIII 産業廃棄物運搬車への表示と書面の備付け

### (1) 表示の義務について

対象となる車両：産業廃棄物を収集又は運搬する車両。(排出事業者等が自ら運搬する車両を含みます。)

	排出事業者の自己運搬	産業廃棄物収集運搬業者
表示の位置	車体の両側面	
表示の色	識別しやすい色で表示すること	
表示項目 (かっこ内は文字の大きさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物運搬車であること(140ポイント以上)</li> <li>●氏名又は名称(90ポイント以上)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産業廃棄物運搬車であること(140ポイント以上)</li> <li>●氏名又は名称(90ポイント以上)</li> <li>●許可番号(下6桁 90ポイント以上)</li> </ul>

#### 産業廃棄物運搬車の表示例

(収集運搬業の許可業者)



(排出事業者の自己運搬)



### (2) 書面の備付けの義務について

産業廃棄物を収集又は運搬する場合は、下表の事項を記載した書面を車両に備え付けなければなりません。

	備え付ける書面の記載事項
排出事業者の自己運搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>①事業者の氏名・名称、住所</li> <li>②運搬する産業廃棄物の種類及び量</li> <li>③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先</li> <li>④運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先</li> </ul>
産業廃棄物収集運搬業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>①産業廃棄物収集運搬業許可証の写し</li> <li>②当該運搬のマニフェスト</li> </ul>

※電子マニフェスト使用事業者については、別に規定されています。

#### 備え付ける書面の例 (排出事業者の自己運搬)

積載年月日	年 月 日	整理番号	産業廃棄物の種類		数量
事業者			氏名又は名称		
住所			住所		
積載事業場			運搬先の事業場		
名称			名称		
所在地			所在地		
連絡先			連絡先		
(備考)					

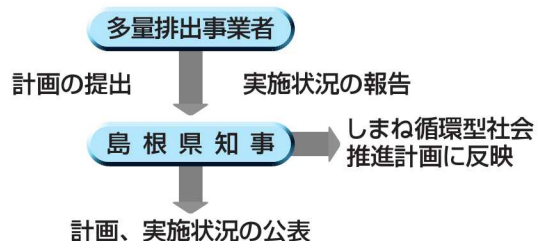
## IX 多量排出事業者の責務

### (1) 多量排出事業者の処理計画の策定

多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成して、都道府県知事に提出し、及び計画の実施状況を報告しなければなりません。

### (2) 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画に関する事項

- 処理計画には、
  - ・計画期間
  - ・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項
  - ・産業廃棄物の排出の抑制、分別、再生利用等に関する事項
  - ・産業廃棄物の処理の委託に関する事項
 などを定めること。
- 処理計画は、当該年度の6月30日までに、実施状況は翌年度の6月30日までに提出すること。
- 処理計画及び実施状況の公表は、その内容を1年間公衆の縦覧に供することにより行うこと。



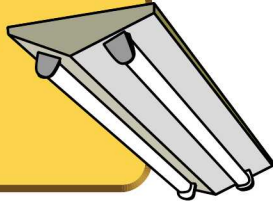
### (3) 多量排出事業者の範囲

(政令) 前年度における産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場を設置している事業者(特別管理産業廃棄物については50トン以上)

— 島根県からのお知らせです —

# あなたの事業所に、こんな機器はありませんか？

事務所の蛍光灯器具、  
20年以上前から  
使ってるんだけど…



工場の水銀灯器具、  
かなり古いはず…



## 要注意! すぐにご確認ください。

昭和47（1972）年8月以前に製造された蛍光灯器具や水銀灯器具には、有害物質のPCBが含まれている可能性があります。銘板で製造時期を確認のうえ、速やかに交換し、有害廃棄物として保管・管理を行ってください。

### PCBとは

工業的に合成された化合物で、昭和30～40年代にかけて蛍光灯や水銀灯等の照明器具、高圧コンデンサー・トランスなどの電気機器、感圧複写紙などに広く使用されてきましたが、人体や環境への有毒性が認められ、昭和47年に製造が中止されています。化学的に分解されにくく、環境中に残留すると被害が広がるおそれのあるPCBを含む機器は早急に使用を中止し、廃棄物処理法に基づいた適正な保管・管理を行ってください。又、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、保管状況等の届出が必要です。

- PCB使用照明器具に関するお問い合わせ：（-社）日本照明器具工業会 TEL. 03-6803-0501  
または各製造メーカーへ
- 廃棄物の保管・管理に関するお問い合わせ：最寄りの保健所環境保全課  
（隠岐保健所は環境衛生課）

## 産業廃棄物に関する問合せ先

保健所	担当	住所	電話番号	所管する市町村
松江保健所	環境保全課	〒690-0882 松江市大輪町420	0852-23-1318	松江市、安来市
雲南保健所	環境保全課	〒699-1396 雲南市木次町里方531-1	0854-42-9668	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲保健所	環境保全課	〒693-0021 出雲市塩冶町223-1	0853-21-1197	出雲市
県央保健所	環境保全課	〒694-0041 大田市長久町長久八7-1	0854-84-9809	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田保健所	環境保全課	〒697-0041 浜田市片庭町254	0855-29-5560	浜田市、江津市
益田保健所	環境保全課	〒698-0007 益田市昭和町13-1	0856-31-9554	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐支庁 隠岐保健所	環境衛生課	〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町大字港町塩口24	08512-2-9719	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

## 島根県環境生活部廃棄物対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
TEL(0852)22-6151



2014年4月改訂